

覚書

富山県市町村職員共済組合ほか別紙委託元保険者一覧表に示す（医療保険者（以下「甲」という。））と一般社団法人日本健康俱乐部北陸支部ほか5事業者（以下「乙」という。）とは、平成26年4月1日に改正される消費税法等に則り、平成25年4月1日付をもって締結した平成25年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書（以下「契約書」という。）について、次のとおり覚書を締結する。

記

- 1 平成26年3月31日までに初回面談を実施した場合で、平成26年4月1日以後も継続的に実施する特定保健指導にかかる費用については、消費税率8%を適用する。
- 2 税法改正前の1人当たり委託料単価（消費税含む）と税法改正後の1人当たり単価（消費税含む）との差額の支払いは、税法改正前の1人当たり委託料単価（消費税含む）による委託料の支払いを行った後に行うものとする。
ただし、この差額の算出に際して小数点以下の端数が生ずる場合は、四捨五入により1円単位とする。
- 3 国民健康保険組合の差額の支払いは、契約書第6条第1項に基づく請求であつて、平成26年4月から同年7月までの間に行われたものについては平成26年10月に、平成26年8月から9月までの間に行われたものについては平成26年12月に、平成26年10月から12月までの間に行われたものについては平成27年3月に、平成27年1月から平成27年3月に行われたものについては平成27年6月に、それぞれ行うものとする。
乙又は実施機関が、契約書第7条第3項の規定により再度請求を行った場合は、その請求を行った日を差額の請求が行われた日とする。
- 4 この覚書は、平成26年4月1日から適用する。
この覚書を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲・乙それぞれの1通を保有するものとする。

平成 26 年 3 月 31 日

委託者（甲）

富山県市町村職員共済組合

ほか 1,024 保険者

契約代表者

富山県市町村職員共済組合

富山県富山市下野字豆田 995-3

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋 正樹



受託者（乙）

一般社団法人日本健康俱楽部北陸支部

ほか 5 事業者

代表契約者

富山県富山市上白町 4 丁目 3 番地 1

一般社団法人日本健康俱楽部北陸支部

支部長 武田 治 善



(別表)

区分		【税法改正前】 (消費税 5%) 1人当たり委託 料単価 (消費税 含む)	【税法改正後】 (消費税 8%) 1人当たり委託 料単価 (消費税 含む)	支払条件
特定保健指導	動機付け支援	7, 350 円	7, 560 円	<ul style="list-style-type: none"> ・面接による支援終了後に左記金額から徴収する自己負担額を差し引いた保険者負担額の 8/10 を支払 残る 2/10 は実績評価終了後に支払
	積極的支援	23, 100 円	23, 760 円	<ul style="list-style-type: none"> ・初回時の面接による支援終了後に左記金額から徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 4/10 を支払 ・残る 6/10 は実績評価終了後に支払(内訳としては 3 カ月以上の継続的な支援が 5/10)、実績評価が 1/10 ・3 カ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 5/10 に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により 1 円単位とする。

※2 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。